

「滋賀県環境審議会廃棄物部会」会議概要

1. 開催日時

平成 28 年 9 月 1 日（木） 10：30～12：00

2. 開催場所

環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室

3. 出席委員

池森委員（代理：市平氏）、金谷委員、芝原委員、秀田委員（代理：清丸氏）
松四委員、山本委員、吉原委員（50音順）

4. 議事概要

○部会長の選出について

- ・委員の互選により、金谷委員を部会長に選任した。

○滋賀県災害廃棄物処理計画の策定に係る基礎調査について

- ・事務局から資料に基づき説明

（部会長）

- ・ただいまの説明に対して御意見や御質問をお願いします。

（委員）

- ・事務局からの説明にもあったように、環境省としても指針をつくり、廃棄物処理法を改正する等、災害廃棄物処理の体制を整えている。
- ・平成 28 年熊本地震が起きた時点では、熊本県・熊本市とも、災害廃棄物処理計画がない状態であった。こうした中、熊本県・熊本市とも 6 月に入ってから災害廃棄物処理実行計画を策定したが、発生する廃棄物の種類の特定制や量の推計等、模索しながらの対応であった。備えあれば憂いなしであり、計画策定をしっかりと進めていただきたい。
- ・市町村との連携について、2 ページに「中間報告・市町への情報提供」とあり、是非、市町村と情報を共有しつつ進めていただきたい。
- ・「市町計画策定支援」とあるが、実際にどれくらいの市町が災害廃棄物処理計画を策定しているのか。
- ・6 ページの「処理フローの作成」では、片づけごみだけを対象としているのか、解体ごみも対象になるのか。

（事務局）

- ・市町の策定状況については、県内の 2 つの市で策定の検討をしている状況である。
- ・「処理フローの作成」で対象とする災害廃棄物は、環境省の指針に基づき、片づけ

ごみだけではなく、解体ごみも対象にしている。

(委員)

- ・ 9 ページの地域ブロック協議会について、若干補足したい。市町や県で策定される災害廃棄物処理計画は基本的には市町や県で完結する災害を主たる対象とするが、地域ブロック協議会では南海トラフ地震等、府や県で収まりきらない大規模な災害の場合に、市町・府県・国がどのように連携するかを中心に検討している。

(委員)

- ・ 4 ページの災害廃棄物処理可能量の推計するためのアンケートは、年間処理能力（公称能力）で言うと焼却施設は最大 110% 負荷までは対応できるように設計されているので、このことを踏まえて実施してほしい。
- ・ 最近市町村で焼却施設をリプレイスして、民間委託される案件が増えている。委託する場合は民間企業との契約であるから、その詳細を把握した方がよい。
- ・ 最終処分場については、自前で持っているところは少なく、大津市くらいかと思うが、その他はフェニックスに依存しているので、フェニックスと連携して、受入可能なのか検討した方がよい。
- ・ 他府県との連携も念頭に入れるべき。

(事務局)

- ・ 調査の今後の参考にさせていただく。

(委員)

- ・ 福井の原子力発電所との関係で近隣県として計画の中に盛り込む事項はあるのか。

(事務局)

- ・ 計画の中に盛り込む事項はない。

(委員)

- ・ 災害発生時の廃棄物を置くための仮置場の面積は災害規模に合わせて計算されるようだが、具体的な場所の選定はどのように進めていくのか。

(事務局)

- ・ 今後の検討課題であると考えている。

(委員)

- ・ 9 ページで「発災直後に仮置場の位置情報の広報活動が重要」とあるとおり、災害が起こってから仮置場を検討するよりもあらかじめ県で位置情報が整理されていて、地元の理解も得られていることが望ましい。
- ・ 違う観点からであるが、土砂災害や風水害では琵琶湖の中に流木が流れ込むことも考えられるが、どのように回収して仮置きするかを考えておく必要があるのではな

いか。

(部会長)

- ・行政上の責任分担としては、流れ着いた市町が対応するという理解でよいか。

(事務局)

- ・災害に関わらず、湖岸に漂着することがあり、基本的には市町が対応することになると思うが、湖中で浮いている状態であれば、河川管理者である県土木部局が、治水利水上障害がある等の不都合が発生していれば対応する。
- ・大きい災害が起きた場合でも同様のことが起きるのではと思う。結果として瀬田川の洗堰で流木が大量に滞留しても河川管理者の対応になるであろうと考える。
- ・引き上げた流木は一般廃棄物として、災害廃棄物の中に組み込む必要はあるのかもしれない。流木の量をどのように推計するかは今後の検討事項である。

(委員)

- ・9ページの課題整理・骨子案策定において地震以外の災害については第3編の風水害のところで対応できるようにするのか。それとも地震と風水害以外の災害は別途カバーしていくのか。

(事務局)

- ・計画で対象とするのは自然災害で発生する廃棄物である。
- ・地震と風水害で発生する廃棄物をどう処理するかを計画にまとめることで概ね対応可能と考えている。
- ・その他の自然災害がないとは言い切れないが、発生する廃棄物の量を考慮し、地震と風水害に限定し、計画を策定する。
- ・その他の自然災害も事前に対応が必要であれば、今後災害廃棄物処理計画改定等で検討していく。

(委員)

- ・8ページの「有害物質等使用・保管場所の整理」で津波被害想定地域とあるが、琵琶湖を起因する津波という理解でよいか。

(事務局)

- ・内陸の滋賀県であるので、津波がないという想定もできるが、県防災危機管理局では琵琶湖の真下で仮に地震が発生した場合、津波が発生すると推定されている。
- ・今回計画策定で想定しているのは、琵琶湖直下型の地震ではなく、内陸活断層と南海トラフによる地震である。

(委員)

- ・リスクの度合いにもよるが、滋賀県で発生するおそれがあるのであれば、津波についても計画の中で幅広く捉えてほしい。

(部会長)

- ・ 2 ページで想定する地震は内陸活断層と南海トラフになっている。南海トラフからの津波が滋賀県まで来るという意味ではないという理解でよいか。

(事務局)

- ・ そのとおり。内陸活断層による地震で琵琶湖が揺れて発生する津波を想定している。

(部会長)

- ・ 3 ページの内閣府方式について「構造、延べ床面積が反映される」とあるが、建物の耐震強度は関する情報は現時点であるのか。

(事務局)

- ・ 県住宅課の情報では耐震診断が進んでいないとのこと。

(部会長)

- ・ 4 ページの処分場のアンケートで大切な点は処分場の耐震性能と仮に壊れた時にどれくらいで直るかという点である。
- ・ プラントメーカーに聞く方が早いかもしれないが、アンケートと並行して、過去の地震での事例等を情報収集して、想定した方がよいのではないか。
- ・ 8 ページの「処理困難物取り扱いマニュアル」で、確認であるが、災害で発生した廃棄物は、すべて一般廃棄物であるわけではないと私は理解している。
- ・ 東日本大震災のように津波で見分けがつかなくなった時はやむを得ないが、平時に産業廃棄物であるものが地震の発生により、災害廃棄物になっても産業廃棄物であると考える。
- ・ イメージ図にあるように有害物質の保管場所を把握しておくことは大切だが、表の右に一般廃棄物か産業廃棄物なのか入れるべきではないか。
- ・ 「自治体が平時において回収・処理を行わない廃棄物」とあるがこれは「自治体が平時において回収・処理を行わない一般廃棄物」に修正すべきではないか。
- ・ 実際に災害が起こった時にどう対応したのかという事例集、記録は非常に大切である。過去の災害において、仮置場は事前に想定していたのか、どう調整を行い、どれくらいの広さのものを確保したのか。仮置場を確保しても、仮設住宅の建設等のため自治体内の部局間で取り合いが起こることもあった。
- ・ 滋賀県で一から事例を整理することは難しい。国が過去の事例をまとめれば、他の都道府県にも役に立つと思う。現状として環境省では事例集や記録はまとめているのか。

(委員)

- ・ 災害廃棄物は、基本的には一般廃棄物である。
- ・ しかし、一般廃棄物処理業者しか動けないとなると即応性が弱まるため、法改正等を通じて災害時の特例措置を設け、弾力的な運用を行うこととしている。
- ・ 環境省災害廃棄物対策室や国立環境研究所のウェブサイトに、これまでの震災に関

する情報がとりまとめられている。また、D.Waste-Net という、関係団体・有識者・行政で構成するネットワークを構築し、この中で、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析しているところ。

(部会長)

- ・一般廃棄物であるか産業廃棄物であるかの解釈は非常に大切である。災害廃棄物の発生量の推計が変わってくるからである。
- ・事業活動に伴って発生した廃棄物であっても、災害により一般廃棄物になるのであれば、家庭だけではなく、事業所や工場でどれくらいの災害廃棄物が発生するのか想定するべき。
- ・熊本地震でも工場が被災したが、熊本市の工場から発生した廃棄物は熊本市が処理責任を負うということになるのか。

(委員)

- ・熊本地震で発生した災害廃棄物 195 万トンの大半は、家屋等の解体に伴い発生するものであり、この中にはビルの解体も含まれる。しかし、この推計に当たっては、工場の製品がどれくらい廃棄されるかという点までは考慮されていない。

(部会長)

- ・建物については一般家庭だけではなく、事業所や工場も地震という不可抗力で壊れたものは、事業活動に伴うものではないので、災害廃棄物として行政が処理するという理解でよいか。

(委員)

- ・今回の熊本地震は阪神淡路大震災や東日本大震災に次ぐ規模の大きさということで例外的ではあるが公費による家屋等の解体に係る費用も国による補助の対象としている。
- ・家屋だけではなく工場や事業所でも、一定以下の規模であれば公費により解体される。それにより発生した廃棄物は災害廃棄物として処理される。

(部会長)

- ・災害廃棄物の該当性の判断は国が行うのか。

(委員)

- ・それぞれの自治体が行う。

(部会長)

- ・災害廃棄物は一般廃棄物扱いになるので、廃棄物処理法上は市町村が一義的に処理するが、滋賀県内の実情を考えた時に市町によって財政規模がかなり違う。財政規模が小さい市町単独での対応は非現実的である。県が全面に出る、もしくはブロックでの対応が望ましいのではないかと計画に盛り込むのか。

- ・ 5 ページの二次仮置場も市町ごとに個別で設置することは難しい。一定の圏域で検討しないと意味がないと思う。
- ・ 過去の災害の事例をまとめて示さないと廃棄物処理法上の建前では現場は回らないのではないか。
- ・ 国で事例をまとめていただき、来年度の県計画に反映させることが望ましい。

(事務局)

- ・ 琵琶湖西岸断層による地震が発生した場合、最大で熊本地震の数倍の建物被害が発生すると想定される。
- ・ 大津市は市単独でも処理する可能性があるが、高島市は財政規模的に厳しいのではないかと思う。
- ・ 仕組みの部分では、災害廃棄物は一般廃棄物であるので、市町が主体になり、その上で自治法上の事務委託等を受けて県が対応するのが基本的なスキームである。
- ・ 実際には災害が発生すれば県職員も地元市町に入り、市町の職員と同様に業務に就くし、また助言もするが判断は市町長が行うべきものであると考える。
- ・ 特に二次仮置場については熊本地震の場合は熊本県が事務委託により受けているので、その前提で想定しておく必要があると考えるが、実際に県有地で適当な場所はあるわけではない。

(委員)

- ・ ある程度エリアで考えておかないと多くの市町が単独では対応できないと思う。
- ・ 処理施設や処分場そのものが被災することが考えられる。仕組みとしての冗長性を持たせて計画を策定することが重要である。

(事務局)

- ・ エリアごとの対応はある程度想定して計画を策定する。
- ・ 冗長性の部分は今後検討する。

(委員)

- ・ 私も一昨年に東日本大震災の復興業務で東北経済産業局に派遣されていた。
- ・ 東日本大震災クラスの災害になると災害廃棄物の量が非常に多くなるので、単独の市町村では処理が難しく、広域で対応していた。
- ・ 短期だけでなく長期的な視野も持ってどのような土地が使えるか検討した方がよいのでは。
災害廃棄物処理のためのプラントを臨時で建てたところもあった。
- ・ 東北地方環境事務所ではアーカイブ等を作成したと聞いているので参考としてはどうか。

○第四次滋賀県廃棄物処理計画の策定について

- ・事務局から資料に基づき説明

(部会長)

- ・**資料2-3**の27ページで「非常災害発生時における災害廃棄物の処理への利活用を想定し、産業廃棄物処理施設の処理余力や施設情報等の基礎データを把握し」とあるが、**資料1**の4ページでいう施設・処分場に対するアンケートは産業廃棄物処理施設も対象とするという理解でよいか。

(事務局)

- ・そのとおり。

(部会長)

- ・**資料1**の3ページの「構造、延べ床面積」は家庭だけではなく、工場や事業所も含めたすべての建物でよいか。

(事務局)

- ・「構造、延べ床面積」はこれから調査するので、そのあたりも視野に入れたい。

(部会長)

- ・大きい事業所の耐震性能は把握しておかないと廃棄物の推計量がぶれるのではないか。
- ・「災害廃棄物の処理への利活用を想定し」のところに関連して、災害時といえども法律に基づいて物事を進めることは大原則であるが、非常時には迅速な運用をすることになると思う。
- ・災害廃棄物は一般廃棄物であるので、これを産業廃棄物処理施設で処理する場合には、一般廃棄物処理施設としての許可が必要である。
- ・許認可権限は県にあるが、手続は相手からの申請を待つのか、県から要請するのか。時間はどれくらいかかるのか。

(事務局)

- ・産業廃棄物協会と協定を結び、非常時には即時に協力を得られることになっている。
- ・国の通知により、非常時の一般廃棄物の処理を比較的簡単な手続きで産業廃棄物の処理施設で行うことが可能であるので、迅速に手続をとりたい。

(委員)

- ・昨年度、廃棄物処理法や関連する政省令を改正した。産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理する際、事前に行うべき届出を事後でもよいこととする等、迅速な災害廃棄物処理の妨げにならないようなケアを、法律・政省令・通知で対応しているところ。

(部会長)

- ・最終処分場でいうと大阪湾のフェニックスと甲賀のクリーンセンター滋賀が該当する。
- ・クリーンセンター滋賀は産業廃棄物の処分場であるので、「災害廃棄物の処理への利活用を想定し」の候補にはなるが、地元との関係もある。
- ・災害廃棄物の受け入れについて地元と協議をしていくのか。

(事務局)

- ・フェニックスとの関係でいうと、阪神淡路大震災の際に利用事例があるので、同様の手続きをとりたいと考えている。
- ・クリーンセンター滋賀はまず地元の方の同意が必要になることは確実である。災害廃棄物の取扱いは計画策定と並行して地元と協議を行う。
- ・災害廃棄物であっても基本的にはリサイクルを進めていくことが第一である。その上で、元々は産業廃棄物として排出される可能性の高かったものが、たまたま地震という状況で一般廃棄物と位置付けられただけであり、産業廃棄物と同様のものが最終処分場に入れられると考えられるので、できるだけ地元の理解が得られるよう協議していきたいと思っている。
- ・クリーンセンター滋賀は管理型の処分場であるが、県内の安定型の処分場についても同様のことが言えるのではないかと思う。できるだけ協力を得られるようにしたい。

○その他（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要について）

- ・事務局より、滋賀県PCB廃棄物処理計画の変更が今年の3月に完了したこと、その後PCB特措法、国のPCB廃棄物処理基本計画が改正されたことに伴い、今後滋賀県PCB廃棄物処理計画を再変更することになることを説明。

(委員)

- ・PCB廃棄物処理の事業者向けの説明会を近畿経済産業局で秋頃実施予定である。
- ・案内をするので周知の協力をお願いします。

(以上)